

令和6年度版

市税のしおり

～市税の納付について～



枚方市 ひこぼしくん

納 税 課

はじめに

『市税のしおり～市税の納付について～』では、枚方市税の納付方法について、そして未納がある場合の処分や、相談に関するご案内をさせていただきます。

目 次

市税の納付場所	1
スマートフォン及びパソコンを利用した納付	2
口座振替【自動払込】	3
自主納付と滞納	3
毎月第4日曜日は納税相談日	3
延滞金	4
納税猶予制度	4
インターネット公売	4
市税の納期	5
審査請求	5
Q & A	6
市税に関する証明と閲覧	8
市税等に関するお問い合わせ	9

■市税の納付場所

市税は、枚方市役所納税課（本館2階）、北部支所、津田支所、香里ヶ丘支所の各窓口のほか、下記の金融機関（銀行・郵便局等）及びコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）で納付できます。

【枚方市指定金融機関】

りそな銀行（本・支店）

枚方市役所（本庁）の指定金融機関事務取扱場所

【枚方市収納代理金融機関（窓口収納対応）】

池田泉州銀行	関西みらい銀行	京都銀行	滋賀銀行
四国銀行	大阪信用金庫	京都信用金庫	京都中央信用金庫
枚方信用金庫	近畿産業信用組合	成協信用組合	大同信用組合
のぞみ信用金庫	近畿労働金庫	北河内農業協同組合	各本・支店

【ゆうちょ銀行】

近畿2府4県の各郵便局（大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）

【コンビニ】

セブン-イレブン	デイリーヤマザキ	ファミリーマート
ポプラグループ	ミニストップ	ニューヤマザキデイリーストア
ローソン	M M K 設置店	

（令和6年（2024年4月1日現在））

※QRコードがある納付書であれば上記の金融機関（郵便局を含む）のほか、全国各地の地方税統一QRコード対応金融機関で納付できます。対応している金融機関は、下記の地方税お支払サイトでご確認ください。

地方税お支払サイト：<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

※コンビニで納付される場合の注意事項

- 現金で納付してください。
- 納付後に発行される「領収証書」は必ずお受け取りいただき、大切に保管してください。（領収証書の再発行はできません。）
- 次のような納付書はお取り扱いできません。
 - ・取扱期限が過ぎたもの。
 - ・「CVS収納用」欄にバーコードが印刷されていないもの。
 - ・納付額が30万円を超えるもの。
 - ・汚れや破損などでバーコードが読み取れないもの。
 - ・納付額が訂正されたもの

■スマートフォン及びパソコンを利用した納付

The image shows a sample tax payment slip from Osaka City. Key features highlighted by callouts are:

- eL 番号**: Located at the top left, associated with the Osaka City logo.
- バーコード**: A large standard barcode in the center of the slip.
- QRコード**: A square QR code located in the bottom right corner of the slip.

《納付書に QR コードがある場合》

◎スマートフォン決済アプリを利用する場合

スマートフォンでスマートフォン決済アプリを起動し、直接 QR コードを読み取って納付してください。利用できるスマートフォン決済アプリは下記の地方税お支払サイトでご確認ください。

◎地方税お支払サイトを利用して納付する場合

スマートフォン及びパソコンの各種ブラウザから地方税お支払サイトにアクセスし、QR コードを読み取るか、eL 番号を入力することでインターネットバンキング、ダイレクト方式、クレジットカード、ペイジーで納付できます。詳しくは下記の地方税お支払サイトをご覧ください。

地方税お支払サイト : <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

《納付書に QR コードがない場合》

スマートフォンで下記のスマートフォン決済アプリを起動し、直接バーコードを読み取って納付してください。

＜利用できるスマートフォン決済アプリ＞

- ・電子マネー : PayPay、楽天ペイ、au PAY、d 払い、LINE Pay、J-coin Pay
- ・モバイルレジ（クレジットカードまたはネットバンキングで決済できるサービスです。）

●地方税共通納税システムで納付する場合

個人市・府民税（特別徴収分、退職所得分）、法人市民税、事業所税に限り、地方税共通納税システムから納付できます。

事前にホームページでの利用登録が必要です。詳しくは下記のホームページをご覧ください。

地方税共通納税システム『eLTAX』ホームページ : <https://www.eltax.lta.go.jp/>

注意点

- ・領収証書及び車検用納税証明書は発行されません。車検等ですぐに納税証明書が必要な方は、市役所窓口、金融機関またはコンビニで納付してください。
- ・スマートフォン決済アプリや地方税お支払サイトでは、QRコードもしくはバーコードが記載されていない納付書や取扱期限の過ぎた納付書、納付金額が30万円を越える納付書では納付できません。
- ・電子マネーを利用される場合は、事前にアプリのインストール、利用登録及び残高のチャージが必要です。(利用される電子マネーによっては、残高をチャージする前に本人認証が必要な場合があります。詳しくは各アプリ事業者にお問い合わせのうえご利用ください。)
- ・クレジットカード決済は、別途決済手数料がかかります。

■口座振替【自動払込】 納付の手間や納め忘れがなく安心です。

市税のうち、固定資産税・都市計画税、個人市・府民税（普通徴収分）、軽自動車税（種別割）は、金融機関の預貯金口座より自動的に振替納付ができます。（P.1に記載の金融機関（ゆうちょ銀行含む。）及び、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、みなど銀行において対応可能です。）領収証書は発行されませんので、口座振替後は、預貯金通帳に記帳しご確認ください。

なお、原則、納税義務者ご本人名義の口座から振替させていただきます。

納税課、北部支所、津田支所及び香里ヶ丘支所の各窓口のほか、枚方市内の取扱金融機関の窓口には「市税預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を置いています。金融機関（郵便局を含む）への届け出印、預貯金通帳及び納税・税額決定通知書をご持参の上、窓口でお申し込みください。申込書は、納税課へお問い合わせいただき、郵送で受け取ることも可能です。

申込受付期限は税目により異なります。詳しくは納税課までお問い合わせください。

■自主納付と滞納 市税は納期限内に納めましょう

市税は、納期限までに納税者に自主的に納付いただくものです。

万が一、納期限までに納付していない場合は滞納となり、本税にあわせて延滞金を納付いただく場合があります。

納期限までに納付していない方には、督促状で納付を促していますが、その納期限までに納付していない場合は、納期限までに納付した方との公平を保つため、財産を調査し、差押え等の滞納処分を行います。

特別なご事情により納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

■毎月第4日曜日は納税相談日

毎月第4日曜日は、平日に来庁できない方を対象に、市税の納付に関する相談を受け付けています。（納税証明書の発行はできません。）

なお、相談内容により、お手続きが必要となる場合がありますので、事前に必要書類等をお問い合わせの上ご来庁ください。

- ・時間 午前9時～午後5時
- ・場所 納税課（枚方市役所本館2階）

■延滞金

納期限後に納付される際は、延滞金とあわせて納付いただく場合があります。

納期限の翌日から1か月を経過する日までは税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額で、1か月を経過する日の翌日からは年14.6%の割合を乗じた額です。

延滞金の割合は平成12年1月1日以降の期間は特例の割合が適用されており、この割合は毎年見直されます。特例の割合が本則を超える場合は、本則の割合が適用されます。

【延滞金の割合】

納期限の翌日から	1か月が経過するまで	1か月経過以降
本則	7.3%	14.6%
平成27年1月1日から平成28年12月31日	2.8%	9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日	2.7%	9.0%
平成30年1月1日から令和2年12月31日	2.6%	8.9%
令和3年1月1日から令和3年12月31日	2.5%	8.8%
令和4年1月1日から令和6年12月31日	2.4%	8.7%

なお、税額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その税額が二千円未満の場合及び延滞金が千円未満の場合はかかりません。また、延滞金に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。

■納税猶予制度

災害や盗難、病気、事業の廃止・休止等で一時的に市税を納付できないときは、1年以内に限り徴収の猶予が認められる場合があります。原則として担保提供が必要で、認められれば延滞金が免除又は軽減され、新たな督促や滞納処分は行われません。申請には徴収猶予申請書のほか、財産収支状況書、罹災証明書等の提出が必要です。

また、市税を一時に納付すると事業の継続や生活の維持が困難になる恐れがある場合で、納税について誠実な意志を有するほか、一定の要件に該当するときも1年以内に限り、換価の猶予が認められる場合があります。原則として担保提供が必要で、認められれば延滞金が軽減され、新たな滞納処分は行われません。申請には換価の猶予申請書のほか、財産収支状況書等の提出が必要です。

■インターネット公売

枚方市では、滞納市税の徴収強化の一環として、市税滞納者から差し押えた不動産、動産等の財産を、インターネットを利用して公売しています。売却代金は滞納市税へ充当されます。



市税の滞納処分に「タイヤロック」を実施しています！

再三の納税催告にも応じない市税滞納者に対し、自動車・オートバイ等を差し押え、運行できないようタイヤロックを実施しています。

タイヤロック装着後にも納付されない場合は、自動車・オートバイ等を引き上げ、インターネット公売により売却します。

■市税の納期

4 月	
5 月末	固定資産税・都市計画税 第 1 期、 軽自動車税（種別割）
6 月末	個人市・府民税（普通徴収分）第 1 期
7 月末	固定資産税・都市計画税 第 2 期
8 月末	個人市・府民税（普通徴収分）第 2 期
9 月末	固定資産税・都市計画税 第 3 期
10 月末	個人市・府民税（普通徴収分）第 3 期
11 月末	固定資産税・都市計画税 第 4 期
12 月 25 日	個人市・府民税（普通徴収分）第 4 期
1 月	
2 月	
3 月	

※納期限が土日祝日の場合は、翌営業日に繰り越します。

- 個人市・府民税（特別徴収分） ・ ・ ・ 特別徴収義務者が、徴収月の翌月 10 日までに納入
- 市たばこ税 ・ ・ ・ 卸売販売業者が、翌月末日までに申告納付
- 法人市民税 ・ ・ ・ 事業年度終了の日の翌日から 2 か月以内に申告納付
- 事業所税（法人） ・ ・ ・ 事業年度終了の日から 2 か月以内に申告納付
- 事業所税（個人） ・ ・ ・ 翌年の 3 月 15 日までに申告納付

■審査請求

市税の督促、差押え等の滞納処分について不服がある場合は、市長に対し、文書により審査請求をすることができます。

●審査請求できる期間

・督促

督促があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内、又は差押えの決定の通知を受け取った日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して 3 か月以内のいずれか早い日

・不動産等の差押え

差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して 3 か月以内、又はその公売期日等のいずれか早い日

Q & A

納期限が過ぎてしまったらどうすればいいの？

- Q. うっかりして市税を納め忘れてしまい、手元の納付書は納期限が過ぎてしまっています。この納付書で納付はできますか。また、近くに納付できる金融機関等がない場合はどうすればよいでしょうか？
- A. 納期限が過ぎてしまっても、お持ちの納付書で納付できる場合があります。税額によっては延滞金が発生している場合もありますので、あらかじめ市役所納税課へお問い合わせください。
- コンビニ、スマートフォン決済アプリや地方税お支払サイトでは納期限を過ぎた納付書での納付はできません。コンビニやスマートフォン決済アプリでの納付を希望される場合は、ご連絡をいただければコンビニ等で納付できる納付書を送付させていただきます。

市税を口座振替で納付するときの手続きは？

- Q. 納期のたびに金融機関の窓口で納めるのは忘れてしまいそうなので、口座振替にしたいのですが、手続きはどのようにすればよいでしょうか？
- A. 納税課、北部支所、津田支所及び香里ヶ丘支所の各窓口のほか、枚方市内の取扱金融機関(郵便局を含む)の窓口(P. 1 の市税の納付場所の一覧及びP. 3の口座振替参照。コンビニでは申請できません。)に、「市税預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を置いています。金融機関へ「届け出印」と「預貯金通帳」、「納税・税額決定通知書」をご持参の上、窓口でお申し込みください。
- なお、市税のうち、口座振替ができるのは、固定資産税・都市計画税、個人市・府民税(普通徴収分)、軽自動車税(種別割)です。お申し込みいただいた預貯金口座より自動的に振替納付ができますので、納付の手間や納め忘れがなく安心です。

預金残高不足で口座振替できなかった場合は？

- Q. 固定資産税の納付に口座振替を利用していますが、銀行口座の預金残高が不足していて第1期の振替ができませんでした。後日入金した場合、さかのぼって振替できますか？また、できない場合はどうすればよいでしょうか？
- A. 口座振替日を過ぎた場合は、後日入金されても、さかのぼっての振替はできません。振替できなかった分は、市役所より督促状(納付書)をお送りしますので、金融機関等で納付してください。
- なお、全期(一括納付)を選択されている方は、第1期分のみの督促状を送付しますが、第2期以降は、納期限ごとに口座振替しますのでご注意ください。
- 残高不足による振替不能が一定期間続いた場合、口座振替できなくなることがあります。次の納期限分からは確実に引き落としができるよう、口座の預金残高をご確認くださいようお願いいたします。

分割納付を不履行したら？

- Q. 催告書が届いていたので、市役所に行って分割で納付することを約束しましたが、納付していません。この場合、どうなるのでしょうか？
- A. 分割の誓約をする際は、納付計画に了解し、不履行があった場合は差押え等の滞納処分になること等をご確認いただいた上で「市税納付誓約書」に署名・押印をいただいています。不履行になると、差押え等の滞納処分の対象となるだけでなく、再度の分割をお受けできない場合や、また、受けたとしても延滞金が増えることがあります。
- ご事情があり、納付が計画より遅れる場合は、必ず納税課までご連絡ください。

登記名義人が死亡し、登記を変えない場合、税金が未納だとどうなりますか。

- Q. 父が一昨年に死亡し、父名義の固定資産税に滞納がありますが、相続登記はしていません。所有権が変わっていない場合、支払う必要があるのでしょうか？
- A. 父親が死亡されても、相続人が相続放棄をしない限り、税金についても相続が発生します。父親名義の税金に滞納がある場合は、所有権変更(移転)の登記がされなくても、調査の上、その滞納税額は「相続人に承継」されますので、相続人に納税義務が生じます。
- これを納付されない場合は、市が相続人に代わって所有権移転の登記をする等、その相続人の財産の差押えをすることがありますのでご注意ください。

共有者の連帯納税義務って何？

- Q. 枚方市内の不動産を妻と2分の1ずつ共有名義で所有しています。先日、固定資産税の納付を忘れていたところ、代表者だけでなく、共有者の妻にも督促状が届きました。両方に請求するのはおかしくないですか？
- A. 共有物にかかる市税に対しては、2人以上の共有者が、同一の市税について連帯納税義務を負います。すなわち、各自独立に全額を納付する義務があるということです。この根拠は民法の連帯債務に関する規定が準用されますので、同時に又は順次に、すべての連帯納税義務者に対して納税の告知、督促及び滞納処分ができることになっています。
- なお、納付書が付いた督促状は代表者の方のみに送付しています。

差押えって何？本人の同意は必要なの？

- Q. 固定資産税を滞納しています。督促状を無視していたら、市役所から「納付がない場合は財産を差し押さえる」という内容の文書が送られてきました。これも無視していたら、今度は「差押調書」が送られてきて、財産を差し押えたとなりました。どういうことでしょうか？
- A. 法律では、納期限を過ぎた後、督促状を発送して10日を経過した日までに完納されないときは、差押えをしなければならないことになっています。(地方税法第331条等)。この場合には事前の連絡や本人の同意は必要としません。
- しかし、あくまでも自主納付をしていただくため、枚方市では文書等による催告を行っています。それでも、納付いただけなかった場合は、納付いただいている大多数のみなさんとの「税の公平性」を図るため、法律に基づき差押えを行っています。
- 差押えのできる財産は不動産(土地・建物ほか)、債権(給料・預貯金・年金・生命保険・国税還付金・地代・家賃・敷金ほか)、動産(自動車・オートバイ・宝石・書画・骨董ほか)等です。これらはたとえ担保に入っていたとしても差押えすることができます。

差押え後も納付しない場合は？

- Q. 差し押えられた後も納付していません。どうなるのでしょうか？
- A. 差押え後も納付されない場合は、差押財産(不動産・動産)を公売等により換価し、滞納市税に充てていきます。平成18年度からは少しでも高価で換価できるようにインターネットによる公売も実施しています。
- しかし、ご本人の信用などに関わる事であることから、この手続きに至るまでに納付いただくか、市役所へご相談にお越しく下さい。

■市税に関する証明と閲覧

枚方市では、各種税証明書を発行しています。使用目的に応じて取扱窓口で請求してください。

●取扱時間

月～金曜日 午前9時～午後5時30分

	税証明書の区分	主な使用目的	手数料	窓口
市民税関係	課税（所得）証明書	児童手当等の申請、府・市営住宅の入居及び継続、奨学金申請、金融機関の融資	1件 300円	市役所本館1階 証明発行コーナー
	法人所在地証明書	自動車の登録、社会保険加入		
納税関係	納税証明書	金融機関の融資	1件 300円	津田支所 香里ヶ丘支所 北部支所 （固定資産名寄帳は、縦覧期間中にかぎり、資産税課でも発行可）
	滞納無証明書	入札参加資格申請		
	軽自動車税納税証明書	継続検査	無料	
資産税関係	固定資産評価証明書	登記、相続税・贈与税算定、資金の借入、訴訟物の価額算定	最初の1物件 300円 物件が増すごとに1物件 150円加算	（固定資産名寄帳は、縦覧期間中にかぎり、資産税課でも発行可）
	固定資産公課証明書	売買時の税額精算、競売手続き		
	所有証明書	土地・家屋等の所有者確認		
	固定資産名寄帳	税額の物件別内訳の確認	1納税義務者 300円 ただし縦覧期間中は無料	
	住宅用家屋証明書	登録免許税軽減申請用	1件 1,300円	市役所本館2階 資産税課
	土地閲覧台帳、家屋閲覧台帳、分筆図及び地籍図の閲覧	土地・家屋の記載事項確認	1種類 300円	
	固定資産課税台帳の閲覧	評価額等の確認	最初の1物件 300円 物件が増すごとに1物件 150円加算 ただし、縦覧期間中は無料	

※課税（所得）証明書については、多目的利用サービス設定をした住基カード又は利用者証明電子証明書が搭載されたマイナンバーカードを利用すれば、コンビニ等で取得できる証明書コンビニ交付サービスを実施しています（1件200円）。利用できるコンビニ等は、セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、平和堂、約60事業者です。利用できる時間は午前6時30分から午後11時までです。詳しくは市民課までお問い合わせください。

■市税等に関するお問い合わせ

■枚方市役所

区 分		名 称	電 話	F A X
本庁	市税の窓口	市民税課 (法人市民税・事業所税・市たばこ税) (軽自動車税) (個人市民税)	072-841-1314 072-841-1352 072-841-1353	072-841-3039
		資産税課	072-841-1361	
		納税課 (管理) (徴税)	072-841-1379 072-841-1380	
		市民課 (証明発行コーナー)	072-841-1306	
	市税の証明			
支所	市税の証明	津田支所	072-858-1502	072-858-8364
		香里ヶ丘支所	072-854-0401	072-852-3032
		北部支所	072-851-0330	072-855-2044

■国税・府税の窓口

区 分	名 称	住 所	電 話	F A X
国税	大阪国税局	大阪市中央区大手前 1-5-63	06-6941-5331	—
	枚方税務署	枚方市大垣内町 2-9-9	072-844-9521	—
府税	大阪府税務局	大阪市住之江区南港北 1-14-16	06-6210-9119	06-6210-9932
	北河内府税事務所	枚方市大垣内町 2-15-1	072-844-1331	072-846-3988

■その他関係機関の窓口

区分	名称	電 話
	住所	F A X
軽三輪・軽四輪自動車の手続き	軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所	050-3816-1841
	高槻市大塚町 4-20-1	072-676-9131
軽二輪(250cc 以下)・ 二輪の小型自動車(250cc 超)の手続き	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局	050-5540-2058
	寝屋川市高宮栄町 12-1	072-825-0499
不動産・法人の登記	法務省 大阪法務局 枚方出張所	072-841-2524
	枚方市大垣内町 2-4-6	—

■編集と発行 枚方市 市民生活部 納税課

〒573-8666

枚方市大垣内町2丁目1番20号 TEL 072-841-1221 (代表)
FAX 072-841-3039